

# 被扶養者の離職に伴う扶養認定フローチャート

雇用保険受給なし		年間収入 130 万円未満	○	
雇用保険受給あり		待期間&給付制限期間	受給期間	受給後
手当	3,612 円(5,000 円)以上	○	×	○
日額	3,611 円(4,999 円)以下	○	○	○

※( ) 内は 60 歳以上または障害厚生年金要件に該当する程度の障害のある方

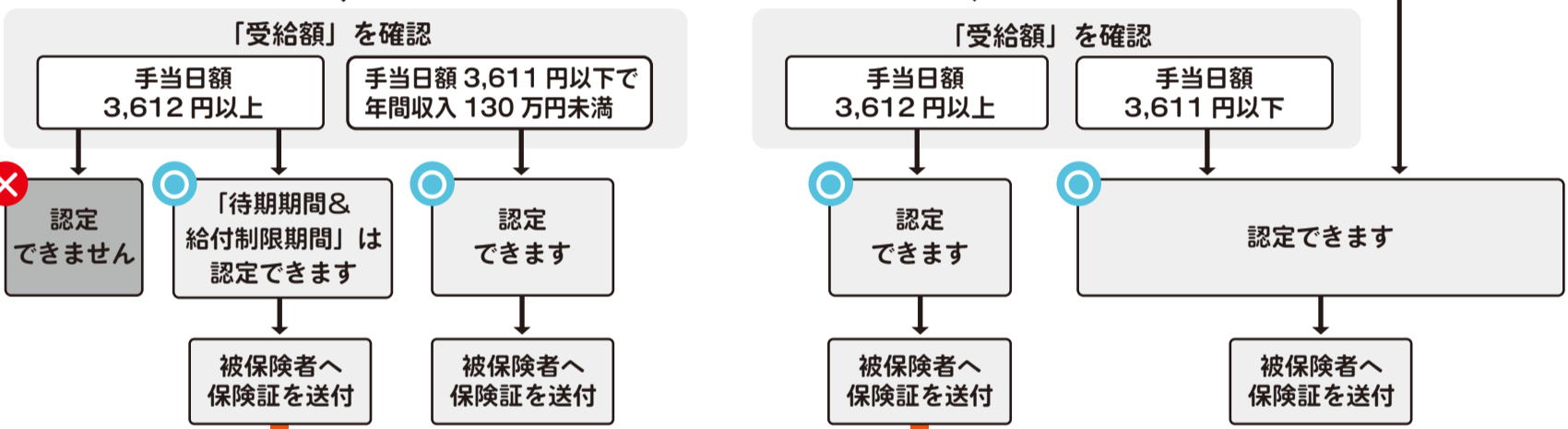
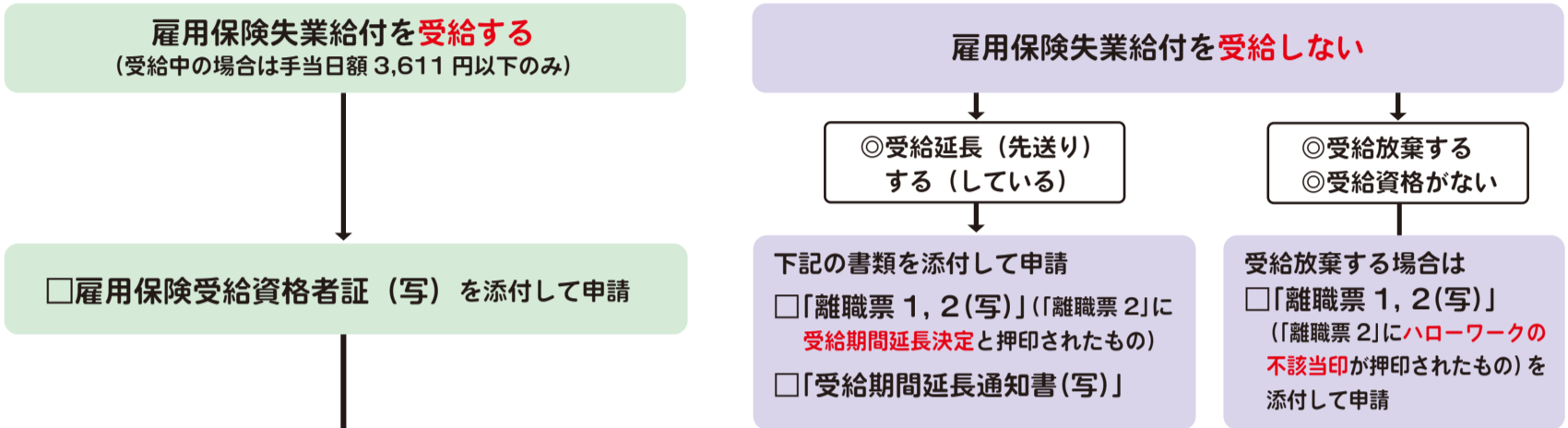
## STEP 1 被保険者が健保組合へ扶養申請し、保険証を受領する



家族が離職し健康保険の扶養に入れる場合は、下記書類を添付のうえ、申請する。

- 「被扶養者認定状況調査書」 「雇用保険受給内容確認書」 「住民票」 「その他必要書類」

※雇用保険失業給付受給中で「手当日額 3,612 円以上」の方は、失業給付受給終了まで申請できません。  
 ※「その他必要書類」は、「雇用保険受給内容確認書」に記載している書類をご確認ください。



## STEP 2 減員届を提出し扶養から外す



- 「減員届」および  
「雇用保険受給資格者証(写)」を健保へ送付  
 「被扶養者でなくなった日」は「給付制限期間満了の翌日」  
 (=受給開始日)となります。



延長期間終了後  
給付を申請する



- 「雇用保険の受付開始日付」で扶養削除する  
「資格喪失証明書」を被保険者へ送付  
 「減員届」の提出が遅れた場合は遡って扶養から外し、  
 医療費等の健保負担分を返還いただきます。



## STEP 3 国保へ加入する



受給期間中は国保等へ加入  
 60 歳未満の配偶者の場合は、  
 「国民年金第 3 号被保険者被扶養配偶者  
 非該当」の届出を行い「国民年金」に  
 も併せて加入する。



## STEP 4 再度健保へ扶養申請する



- 受給完了後、健保へ再度扶養申請する  
「被扶養者認定状況調査書」  
「雇用保険受給内容確認書」  
「雇用保険受給資格者証(写)」  
 ※裏面に「支給完了」記載および「終了のゴム印」の押印が必要  
「その他住民票等必要書類」



再認定  
します